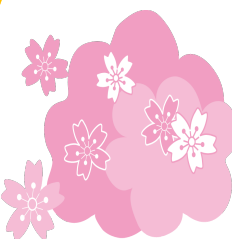


ねんど とうきょうとひがしむらやまふくしえんにちゅういちじしえんじぎょう
令和6年度 東京都東村山福祉園 日中一時支援事業
はるやす あんない
春休みのご案内

ひがしむらやまし こだいらし ひがしやまとし
東村山市・小平市・東大和市のみなさま



とうきょうとひがしむらやまふくしえん じどうふくしほう もと ちてきしょうがい にゅうしょしせつ
東京都東村山福祉園は、児童福祉法に基づく知的障害児の入所施設で、

ちてきしょうがい おも かいじょど たか じょうじいがくてき はいりょ ひつよう じどう
知的障害が重いため介助度が高く、常時医学的な配慮を必要とする児童を

たいししょう じどう じりつしえん せいめい あんぜん こうどうしょうがい けいげんおよ ちょうわ
対象として、児童の自立支援、生命の安全、行動障害の軽減及び調和の

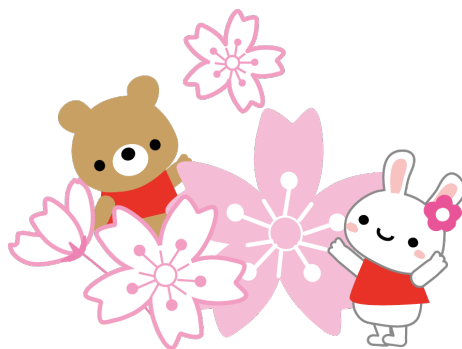
とれた発達を図るために、昭和47年4月1日に設置されました。日中一時支援事業は、市区

ちょうそん ちいせいかつしえんじぎょう がっこう ちょうききゅうぎょうきかん にっちゅう ぶんか さぎょう うんどうぎ
町村の地域生活支援事業のひとつとして、学校の長期休業期間の日中に、文化・作業・運動的

かつどう ば ていきょう きょたくせいかつ しえん きーびす じっし
活動の場を提供し、居宅生活を支援するサービスとして実施しています。

1 事業の内容

- 1 定員 東村山市・東大和市 2名/日
小平市 1名/日



2 対象となる方

かくし にっちゅういちじしえんじぎょう しきゅうけつてい う かた しょうがっこう ちゅうがっこうおよ とくべつしえんがっこう
各市より、日中一時支援事業の支給決定を受けた方で、小学校・中学校及び特別支援学校

しょうがくぶ ちゅうがくぶ こうとうぶ ざいせき じどう あい てちょう こうふ ちてきしょうがい
(小学部・中学部・高等部) に在籍する児童で、愛の手帳を交付された知的障害児。

3 利用期間及び時間

①利用期間 令和7年3月26日(水)～4月4日(金)

※土曜・日曜・祝日を除く学校休業期間 合計8日間

②利用時間 午前9時30分～午後4時00分



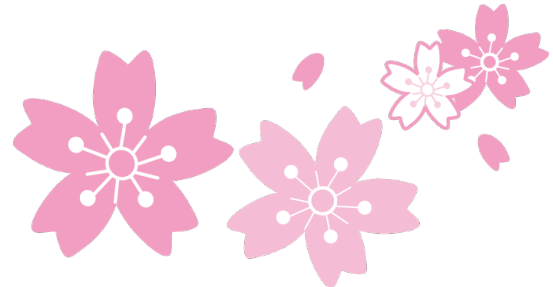


- ・ 地域生活支援事業（日中一時支援）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定

通知書記載の支給量日数以内の日数にご利用いただけます。

- ・ 申し込みをされた方が多数の場合は、事前連絡による利用希望日ごとに抽選し、利用日を決めさせていただきます。

- ・ 送迎サービスは実施しておりません。



4 申し込みについて

- ① 申込受付期間 3月6日(木) ～ 3月7日(金) 午前9時30分～午後5時です。

※ 上記期間及び時間以外の受付はしておりません。

- ② 申し込み方法 日中一時支援受付担当電話（042-343-8132）

までお電話でお申し込みください。

- ③ 利用希望日について。

利用希望日は、3月・4月それぞれ月ごとに第3希望までとなります。

5 利用決定について

- ① 申し込みをされた方が多数の場合は、3月10日(月)午前10時に抽選を行います。

抽選は、利用希望日ごとに順位をつけて行います。

※ ご利用に関しては抽選のため、希望が叶わない場合があります。

あらかじめ、ご了承ください。

- ② 結果は3月10日(月)午後1時より順番に、ご連絡いたします。その際に、利用日決定

に伴う契約手続きを当園にて行うため、来園希望日及び来園時間をお知らせくださ

い。

- ③ 抽選当日にご不在の方は、必ず事前にご連絡先をお知らせください。





6 ^{りようけつてい} ^{ともな} ^{けいやくてつづき} 利用決定に伴う契約手続きについて

3月17日(月)～18日(火) ○午前 9時30分～午前11時30分

○午後 1時30分～午後 3時30分

会 場 ^{ひがしむらやまふくしえん} 東村山福祉園 ^{かんりとう} 管理棟 1階【相談室1】

内 容 ① ^{りようもうしこみしよなど} 利用申込書等の関係書類の記入

② ^{りようじょうけん} 利用条件の確認

③ ^{しえんりようしや} 支援利用者の生活 ^{せいかつじょうきようおよ} 状況及び ^{りゅういてんとう} 留意点等

※利用手続きは、初回利用の方は1時間程度、2回目以降の方は30分程度かかります。

※初回利用の方には、必要書類を送付いたします。ご記入の上、ご来園ください。

II ^{りようけつてい} ^{てつづき} ^{さい} ^{ひつよう} 利用決定手続きの際に必要なもの

1 ^{ちいきせいかつしえんじぎょう} 地域生活支援事業(日中一時支援) ^{しききうけつていつうちしよけんりようしやふたんがくげんがく} 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知

^{しよ} ^{うつ} 書の写し(間合わない場合は、^ま ^あ ^{ばあい} 後日提出でも結構です)。

2 ^{けんこうほけんしやう} 健康保険証・^{いりやうひじよせい} 医療費助成の受給者証の写し 〈^{ぜんかいりようじ} 前回利用時と^{へんこう} 変更があった場合〉

3 ^{あい} ^{てあやう} 愛の手帳 〈^{しよかいりようじ} 初回利用時のみ〉

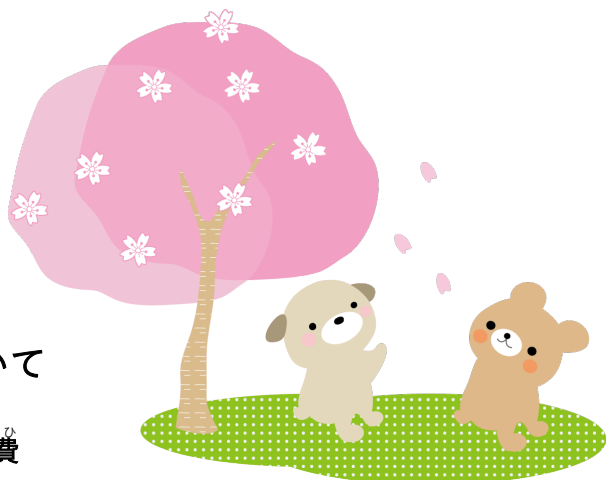
4 ^{いんかん} 印鑑

5 ^{けいやくしよるい} 契約書類(^{しよかいりよう} 初回利用の方のみ)

III ^{りよう} ^{よう} ^{ひよう} ご利用に要する費用について

1 ^{ちよくせつ} ^{とうえん} 直接、当園にお支払いいただく経費

「おやつ代」のみ実費をご負担いただきます。





2 納入通知書により納付していただく経費

① 利用者負担金

総費用額のうち地域生活支援事業（日中一時支援）支給決定通知書兼利用者負担額

減額・免除等決定通知書記載の負担割合分（利用者負担上限月額以内）

② 昼食代 1食 650円（もしくは230円）

「納入通知書」（東京都から利用月の翌月発行）による納付となります。

IV その他

東京都内における感染症拡大などにより、日中一時支援事業の内容変更や中止など生じる

場合があります。ご承知おき下さい。

V ご利用に伴う申し込み・お問い合わせ先



東京都社会福祉事業団

東京都東村山福祉園

〒189-0012

東京都東村山市萩山町1丁目35番地1

生活支援部門 日中一時支援事業担当

Tel：042(343)8132

担当 遠山 までお問い合わせください。

